

議案第三十九号
議案第三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の規定により、

倉吉市外九か町村畜産物処理流通改善施設組合を次の規約により設立したので、

同法第二百九十条の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十四年三月十五日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四拾四年参月露式日原案可決

三朝町議会議長 大日秀雄



倉吉市外九か町村畜産物処理流通改善施設組合格約

目次

第一章 総 則（第一条―第四条）

第二章 組合の議会（第五条―第七条）

第三章 執行機関（第八条―第十一条）

第四章 財 務（第十二条―第十三条）

第五章 その 他（第十四条）

第一章 総 則

（名称）

第一条 この組合は、倉吉市外九か町村畜産物処理流通改善施設組合（以下「組合」という。）と称する。

（組合を組織する地方公共団体）

第二条 この組合は、次の市町村をもつて組織する。

倉吉市・羽合町・泊村・東郷町・三朝町・関金町・北条町・大栄町・東伯町・赤

碕町

(組合の共同処理する事務)

第三条 この組合は、組合を組織する市町村(以下「関係市町村」という。)の養畜農家経済の向上をはかるため、畜産物処理流通改善施設を設置し、その運営及び管理に関する事務を共同処理する。

(組合事務所の位置)

第四条 この組合の事務所は、倉吉市葵町七二三番地、倉吉市役所内に置く。

第二章 組合の議会

(議員の定数)

第五条 この組合の議員の定数は、二六人とし、関係市町村ごとに次の区分により選出する。

倉吉市	八人	三朝町	二人	東伯町	二人	羽合町	二人
関金町	二人	赤松町	二人	泊村	二人	北条町	二人
東郷町	二人	大栄町	二人				

(組合議会議員の選出方法)

第六条 この組合の議会の議員は、関係市町村の長(第八条の規定により組合の管理者及び副管理者に選出又は選任された者を除く。)及び議会において議員のうちから互選されたものをもつてこれに充てる。

2 組合の議会の議員に欠員を生じたときは、すみやかに補欠議員を選出しなければならぬ。

(議長及び副議長)

第七条 組合の議会は、議員のうちから議長及び副議長一人を選出しなければならぬ。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期とする。

第三章 執行機関

(管理者及び副管理者)

第八条 この組合に管理者一人、副管理者二人を置く。

2 管理者は、関係市町村の長のうちから組合議会において選出する。

3 管理者は、組合を代表し、事務を管理し、及び執行する。

4 副管理者は、管理者が関係市町村の長及び助役のうちから組合の議会の同意を得て選任する。

5 副管理者は、管理者を補佐し、職員の担当する事務を監督し、管理者に事故あるとき、又は管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

6 管理者及び副管理者は、組合の議会の議員と兼ねることができない。

(収入役)

第九条 この組合に収入役を置く。

2 収入役は、管理者が関係市町村の収入役のうちから組合の議会の同意を得て選任する。

(監査委員)

第十条 この組合に監査委員を置く。

2 監査委員は二人とし、組合の議会において議員が互選する。

(補助職員)

第十一条 この組合の事務を処理するため、吏員、その他の職員を置く。

第四章

財

務

(組合経費の支弁方法)

第十二条 この組合の経費は、関係市町村の負担金、補助金、その他の収入をもつ

て充てる。

(負担金)

第十三条 前条の負担金の負担割合は、組合議会の議決により定める。

第五章 その他

(委任)

第十四条 この規約の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規約は、許可になつた日から施行する。